

県民参加の森づくり（地域住民の森）実施要領

第1 目的

この要領は、県民参加の森づくり補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、県民参加の森づくり（地域住民の森）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

（１）森林整備事業

（２）その他地域住民の森の整備に必要な事業

2 上記各号に規定する補助金の交付の対象となる事業の具体的な内容は、別表1に掲げる内容に該当するものをいう。

第3 事業実施場所

対象となる実施場所は次に定める要件にすべて該当する場所とする。

（１）森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という）及び、5条森林に編入できる森林

（２）地元自治会と森林の整備・管理に関する方針について合意形成ができている場所

第4 事業実施期間

事業は県からの補助金交付決定後着手するものとし、交付の決定に係る年度の3月31日までに検査を受けるものとする。ただし、その日が和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その日までにおいて最も近い休日でない日とする。）

第5 対象経費及び補助率

補助金交付の対象経費及び補助率は、別表2のとおりとする。

第6 補助金額の範囲

補助事業における補助金額は1団体あたり20万円を超え、500万円以内とする。

第7 軽微な変更

交付要綱第7第1項第1号に規定する軽微な変更とは次のとおりとする。

（１）補助金額の30パーセント未満の減

（２）補助対象経費（費目）の30パーセント未満又は5万円未満の配分変更

（３）森林整備（ハード整備）等に係る事業実施面積の変更（施行面積の50パーセント未満の増減）

第 8 提出書類

交付要綱に規定する提出書類及び添付書類等は、それぞれ以下のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

(1) 補助金等交付申請書（規則別記第 1 号様式）

- ア 事業計画書（別記第 1 号様式）
- イ 収支予算書（別記第 2 号様式）
- ウ 団体等概要書（別記第 3 号様式）
- エ 団体の会則
- オ 団体の会員名簿（別記第 4 号様式）
- カ 協定書（別記第 5 号様式）の写し
- キ 管理計画書（別記第 6 号様式）
- ク 収支予算書に記載された金額の根拠となる見積書等
- ケ その他必要と認める参考資料

(2) 変更交付申請書

- ア 補助金変更交付申請書（別記第 7 号様式）
- イ 変更事業計画書（別記第 1 号様式）
- ウ 変更収支予算書（別記第 2 号様式）
- エ その他必要と認める参考資料

(3) 補助事業等実績報告書（規則別記第 2 号様式）

- ア 事業実績書（別記第 1 号様式）
- イ 収支決算書（別記第 2 号様式）
- ウ その他必要と認める参考資料

第 9 提出書類の提出期限

交付要綱に規定する提出書類の提出期限は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 補助金等交付申請書

4 月 1 日から 1 2 月 2 8 日までの間

(2) 補助事業等実績報告書

当該補助事業の完了した日から 3 0 日を経過した日又は 3 月 2 0 日のいずれか早い日

第 1 0 事業の検査

知事は、規則第 1 3 条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出があったときは、速やかに事業の検査を行うものとする。

2 事業の検査は、事業実施場所を管轄する農林水産振興部長が別に定める検査員が行うものとする。

第 1 1 写真等の広報活動への利用

提出された書類等に添付された写真、図表等を、県は本事業の広報活動に利用することが

できるものとする。

第 1 2 概算払

規則第 1 6 条第 2 項の規定に基づき概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金等交付申請書に概算払理由書（別記第 8 号様式）を添付し、知事の承認を得なければならない。また、概算払を請求する場合は、補助金等交付請求書（規則別記第 3 号様式）に、補助金概算払説明書（別記第 9 号様式）及び誓約書（別記第 1 0 号様式）を添付するものとする。

第 1 3 看板の設置

事業完了までに補助事業実施区画内またはその周辺に看板を設置すること。その看板には次の事項を必ず明示すること。

- （１）実施日
- （２）区画の面積
- （３）紀の国森づくり基金活用事業により整備したことを示す一文

第 1 4 事業の周知

事業実施主体は、事業の実施に当たって、パンフレット、木工品等やイベント会場内等に、紀の国森づくり基金を活用した事業である旨を表示すること。また、事前に報道機関等に情報提供を行ったり、ホームページを活用したりするなど、事業の周知に努めること。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

別表 1（第 2 関係）

事業種別	対象地	補助対象事業	備考
地域住民等参加型の 森林整備	・ 5 条森林 ・ 5 条森林に編入可能な場所	・ 森林整備 (1) 苗木の植栽 (2) 保育 (3) 補植 (4) 木竹の除伐及び間伐、林内整備 (5) 歩道の作設、整備 ・ 森林整備に伴う現地発生材を活用した簡易な木製施設（ベンチ等）の制作 ・ 上記と併せて実施する地域住民等参加型イベント等 ・ その他森づくりに必要な行為	・ 左記事業については地域住民及び事業申請者が参加するものとする。

（※ 1）事業種別共通事項

対象地：整備後 10 年間事業実施主体もしくは土地所有者が管理することが確認できる森林とする。

別表 2 地域住民の森（第 5 関係）

補助対象経費 （費目）		摘 要	備 考	補助率
委託料		1 植樹等の指導に要する経費 2 植樹イベントに要する追加苗木、支柱、肥料、用具等の資材購入に要する 経費 3 看板制作及び設置に要する経費 4 植樹イベントの企画及び事務打合せに必要な事務用品等の購入及び保管経費等に要する諸経費 5 植樹イベント及び補植による苗木の運搬経費 6 上記以外で、この表に掲げる委託料以外の補助対象経費	1 外部講師及び指導員への謝金は、下記報償費のとおりとする。 2 受託事業体以外から外部講師及び指導員を招請する場合の旅費は、実費相当額とする。 3 資材購入経費は、実費相当額とする。 4 諸経費は、各項目の所要合算額に0.1を乗じた額を上限とする。 5 委託は事業の一部に限る。 6 森林整備に係る補助の上限経費は森林整備事業標準単価表及び治山林道必携に基づくものとする。 ※必要に応じて現場監督費及び社会保険料率、消費税及び地方消費税を計上できるものとする。 7 上記以外については実費相当額とする。	1 0 分 の 1 0
報償費		1 苗木の掘採り、種子採集等の外部講師及び指導員に要する経費 2 植樹等指導員に要する経費		
旅費		外部講師及び指導員における勤務地又は自宅から用務地までの移動に要する経費（高速道路料金を含む）。		
需用費	消耗品	事業実施に直接必要となる参考資料、事務用品等の購入費	左記に区分される需用費の所要経費の合計額は補助申請額の3パーセントに相当する額を上限とする。 1 他の用途による使用との区別が困難な電話代等は対象外とする。 2 用具器具の購入については、事業実施に最低限必要な数量とし、簡易なもの（クワ、カマ等の人力用器具）に限る。	
	印刷製本	資料印刷製本代等		
	用具器具	森林整備及び植樹地整備等に必要の器具		

役務費（傷害保険料）	資材の郵送等に係る通信運搬費、森林整備及び植樹地整備等を実施する際の傷害保険料等	実費相当額とする。ただし、傷害保険の補償内容は死亡・後遺障害保険金額500万円、入院保険金額6千円、通院保険金日額3千円程度とする。	10分の10
使用料及び賃借料	車両賃借料、会場使用料、資機材使用料、駐車料等	実費相当額とする。	
燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費	実費相当額とする。ただし自家用車の燃料費は対象外とする。	
原材料費	森林整備及び植樹地整備等実施に必要な原材料の購入費（苗木代、支柱代、肥料代、防護ネット代、簡易な木製施設（ベンチ等）に伴う資材等）	1 植栽を実施する場合は、原則郷土樹種を用いるものとする。 2 苗木については、記念植樹用は1本当たり20,000円を上限とし、それ以外は、1本当たり5,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。 3 植樹本数は、市町村森林整備計画の植樹本数の上限までを補助対象とする。	
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費（別途協議）	次に定めるものは対象外とする。 （1）土地等の購入に要する経費 （2）運営上必要な恒常的経費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等） （3）資格の取得に要する経費 （4）販売を目的としたものに係る経費 （5）申請団体の構成員に対する支出 （6）諸経費	

（注）

1 補助対象経費

上記補助対象経費については、消費税及び地方消費税の額を含む価格とする。なお、同欄で定めているものの以外については、適切な見積書（10万円以上のものについては2者以上から徴収したうえで、最低の価格とする。）を根拠とした価格とする。

2 消費税仕入控除税額の申請

当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る

消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 消費税仕入控除税額の報告

当該補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して報告しなければならない。なお、報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除額報告書（別記第11号様式）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

4 車両賃借料

会場への移動手段としてバス車両等の借りに要する経費（運転手賃金、燃料費、通行料金、駐車料金を含む。）をいう。

5 会場使用料

森林整備及び植樹地整備等のイベント実施に際し、全体集合場所となる会場や雨天会場等を借り上げるために要する経費をいう。

6 資機材使用料

森林整備及び植樹地整備等のイベント参加者が使用するヘルメット、その他森林整備及び植樹地整備等のイベントに必要となる資機材の賃借料であり、指導者や振興局の保管する資機材を無償貸与する場合は計上しないこと。